



新型コロナウイルス感染症対応について<第5信>

日本聖公会北関東教区
信徒・教役者の皆様

2020年4月2日

日本聖公会北関東教区
主教ゼルバベル広田勝一
常置委員会

新型コロナウイルス感染症により、尊い命を失った方々の魂の平安、ご家族への慰め、感染した方々の回復と、医療従事者の働き、感染の収束を心よりお祈り申し上げます。

北関東教区では、この問題の各教会での対応について臨時教役者会を開いて協議し、3月24日付で<第4信>を発信しました。その中で、①4月5日より礼拝（公禱）を再開すること、②集会については原則休止すること、③今後も状況を注視しながら、必要な対策を講じていくことをお伝えしました。

しかし3月24日以降、私たちの願いに反し、この一週間で感染状況は急速に悪い方向へと向かい、オーバーシュート（爆発的的患者急増）の危険性が高まり、埼玉県では県知事より外出自粛要請がなされるなど緊張感が増しています。このような状況下で、私たちの教会はさらなる対策を講じていく必要が生じています。

いま私たちは、信仰生活の中でもっとも大切にされる主の受難から復活に向かう聖週を迎えようとしていますが、この緊急的な状況下での対応を協議するため、4月2日に臨時常置委員会を開き、一部地域の教会で礼拝（公禱）・集会の休止を継続せざるを得ないと判断いたしました。

4月3日以降の教区・教会での対応について、<第5信>として下記の通りお知らせいたします。

- ① 埼玉伝道区内各教会は、4月5日（復活前主日）より、当面、礼拝（公禱）・集会を休止してください。
- ② 茨城、栃木、群馬各伝道区内各教会について、4月5日より礼拝を再開する場合は、3月23日付臨時教役者会申し合わせの注意点を参照してください。また教会委員会にて、地域社会や教会共同体の状況を考慮して協議し、必要な対策を講じてください。協議の結果、礼拝（公禱）・集会休止と判断した場合は、教役者を通して教区主教に報告してください。
- ③ 礼拝（公禱）・集会の再開時期については、今後の感染状況を注意深く考慮しながら検討し、別途お知らせいたします。また再開の具体的手段および注意点につきましても、改めて連絡いたします。
- ④ 礼拝（公禱）は休止しますが、葬儀等につきましては、十分な感染防止対策を行ったうえで、執行してください。

礼拝（公禱）・集会は休止継続いたしますが、これも教会が社会の一員としての責任ある「行動」のひとつと考えます。復活日に集うことができないということは、言葉に表すことのできない痛みを抱えますが、再び集い祈ることができる「よみがえりの日」が来ることを希望とし、復活の時を切に祈り求めます。

感染症に苦しむ方々、医療・看護に尽力されている方々、また様々な状況で困難を抱えている方々の上に、主の豊かな慰めと導きがありますよう、お祈り申し上げます。